違法駐車車両移動保管事務に関する訓令

平成21年2月27日本部訓令第2号

[沿革] 平成25年3月本部訓令第4号、28年3月第12号、令和元年11月第8号、令和2年11月第30号、令和3年2月第1号改正

違法駐車車両移動保管事務に関する訓令を次のように定める。

違法駐車車両移動保管事務に関する訓令

違法駐車車両移動保管事務に関する訓令(昭和62年茨城県警察本部訓令第9号)の 全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条一第5条)
- 第2章 委託契約 (第6条-第10条)
- 第3章 車両の移動措置(第11条-第13条)
- 第4章 車両の保管措置(第14条-第16条)
- 第5章 使用者等不明車両に対する措置 (第17条)
- 第6章 車両の返還措置(第18条-第19条)
- 第7章 使用者等不明車両の売却及び廃棄 (第20条 第29条)
- 第8章 積載物保管等の措置(第30条-第32条)
- 第9章 所有者等不明積載物の措置(第33条-第35条)
- 第10章 負担金の納付命令(第36条)
- 第11章 負担金未納付者に対する措置 (第37条-第39条)
- 第12章 報告 (第40条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条(法第75条の8第2項により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく車両の移動及び保管並びに当該車両の積載物の保管等の事務並びに法第51条の3第1項の規定に基づく車両の移動及び保管に関する事務を法人に委託して行う事務に関しては、法、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。第6条及び第17条第1項第3号において「規則」という。)、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)その他の関係法令によるほか、この訓令に定めるところによるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 車両 警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長(以下「署長等」という。) が法第51条第5項及び第6項(法第114条の3の規定により警視以上の警察官に 行わせることができる高速自動車国道等に係る事務を含む。以下法の条項におい て同じ。)の規定により移動及び保管することができる車両をいう。ただし、大 型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び軽車両(重被牽引車を除く。) を除く。
 - (2) 積載物 署長等が法第51条第6項の規定により保管した車両に積載物があった場合における当該積載物をいう。
- (3) 車両移動保管事務 署長等が法第51条第5項及び第6項の規定により移動及び 保管する車両の移動、保管、公示、返還、売却、廃棄その他の事務をいう。
- (4) 積載物保管事務 署長等が法第51条第6項の規定により保管した車両に積載物があった場合における当該積載物の保管、公示、返還、売却、廃棄その他の事務をいう。
- (5) 車両移動保管関係事務 署長等が法第51条の3第1項の規定により法人に委託 することができる移動及び保管に関する事務をいう。
- (6) 移動委託法人 署長等が法第51条の3第1項の規定により車両の移動に関する 事務を委託した法人をいう。

- (7) 保管委託法人 署長等が法第51条の3第1項の規定により車両の保管に関する 事務を委託した法人をいう。
- (8) 運転者等 車両の運転者その他車両の管理について責任がある者をいう。
- (9) 使用者等 車両の使用者又は所有者をいう。
- (10) 所有者等 車両の積載物の所有者、占有者その他当該車両の積載物について権 原を有する者をいう。
- (11) 使用者等不明車両 署長等が法第51条第6項の規定により保管した車両のうち、使用者等の氏名及び住所を知ることができないものをいう。
- (12) 保管車両 署長等が法第51条第6項の規定により保管業務に着手した車両を いう。

(取扱責任者の指定等)

- 第3条 署長等は、車両移動保管事務、積載物保管事務及び車両移動保管関係事務(次項及び第40条において「車両移動保管事務等」という。)を適正かつ確実に実施するため、警察署にあっては交通課長(地域交通課長を含む。)を、交通部高速道路交通警察隊(第4条及び第17条第1項第1号において「高速隊」という。)にあっては中隊長を取扱責任者として指定するものとする。
- 2 取扱責任者は、署長等の命を受け車両移動保管事務等の全般的指揮に当たり、当該事務を適正かつ確実に行うものとする。ただし、取扱責任者が退庁した場合その他不在の場合には、茨城県警察処務に関する訓令(昭和46年茨城県警察本部訓令第10号)第39条第4項に規定する当直長又は署長等が指定する交通係長若しくは小隊長が取扱責任者に代わってその職務を行うものとする。

(事務の担当区分)

- 第4条 次の事務は、警察署にあっては会計課長、高速隊にあっては庶務を担当する 者が行う。ただし、当該事務のうち財務規則第4条に規定する別表第2に掲げる出 納員及び会計職員の所掌事務については、警務部会計課で行うものとする。
 - (1) 金銭の出納、保管及び積載物の保管取扱いに関する事務
 - (2) 保管に係る車両等を売却又は廃棄する場合における事務
 - (3) 保管に係る車両等の所有権が茨城県に帰属した場合における事務

(4) 滞納処分及び滞納処分に係る差押財産の保管、換価及び換価代金等の配当に関 する事務

(報告徴収等)

- 第5条 署長等は、法第51条の2第1項の規定により移動保管した車両及び積載物に 関して、その所有者、占有者その他関係者に対して、当該車両又は積載物に関して 必要な報告又は資料の提出を求める際は、報告・資料提出要求書(別記様式第1号) に報告・資料提出書(別記様式第2号)を添付して行うものとする。
- 2 署長等は、法第51条の2第2項の規定により官庁、公共団体その他の者に照会するときは、違法駐車関係調査事項照会書(別記様式第3号)に違法駐車関係調査事項照会回答書(別記様式第4号)を添付して行うものとする。

第2章 委託契約

(車両移動保管関係事務の委託)

- 第6条 署長等が車両移動保管関係事務を委託することができる法人は、法第51条の 3第1項及び規則第7条の6の2に定めるもののほか、次のいずれにも該当する法 人とする。
 - (1) 署長等が違法駐車車両の移動の決定を行った場合に、速やかに当該車両を移動 し、保管することが可能な業務体制及び保管場所を有しているなど、車両移動保 管関係事務を適正かつ確実に行うために必要な組織及び能力を有する法人である こと。
 - (2) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)に法第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれかに該当する者のない法人であること。
 - (3) 車両移動保管関係事務を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有する 法人であること。

(認定の手続)

- 第7条 前条の規定により車両移動保管関係事務を委託することができる法人に該当すると署長等が認定する場合には、その法人から車両移動保管関係事務認定申請書 (別記様式第5号)の提出を受けて審査するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。
- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (2) 役員名簿(別記様式第6号)
- (3) 法第51条の8第3項第2号イからホまでに掲げる者に該当しないことを誓約する誓約書(別記様式第7号)
- (4) 経理的基礎を証する書面
- 3 第1項の認定は、年度ごとに行うものとする。

(委託契約の方法)

- 第8条 署長等は、法51条の3第1項の規定による委託契約を行うときは、前条の規 定により署長等が認定した法人から行うものとする。
- 2 前項の委託契約は、年度ごとに行うものとする。ただし、取扱件数が極めて少ないことが明らかなときは、その都度行うことができる。
- 3 署長等は、第1項の委託契約を締結したときは、その内容により違法駐車車両移動事務委託契約書(別記様式第8号)又は違法駐車車両保管事務委託契約書(別記様式第9号)の写しを添えて警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

(委託契約締結の依頼)

第9条 前条第1項の規定による委託契約について、本部長が必要と認めるときは、 警務部会計課長が行うことができる。

(委託契約書の作成)

- 第10条 第8条第1項の規定により委託契約を行うときは、次に掲げる事項を含む委 託契約書を作成するものとする。
 - (1) 委託に係る車両移動保管関係事務の内容に関する事項
 - (2) 委託に係る車両移動保管関係事務を行う方法に関する事項

- (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 委託契約金額
- (5) 委託契約代金の支払いの時期及び方法
- (6) 車両移動保管関係事務の署長等への報告に関する事項
- (7) その他署長等が必要と認める事項

第3章 車両の移動措置

(移動措置)

第11条 車両の移動措置を行うときは、次によるものとする。

- (1) 警察官又は交通巡視員(第3号及び第13条において「警察官等」という。)が 車両の移動措置を行うときは、第3条の規定による取扱責任者又は取扱責任者に 代わってその職務を行う者(次項において「取扱責任者等」という。)に報告し、 その指示を受けること。
- (2) 車両の移動措置は、原則として、レッカーレーラー又はクレーン車(次号において「レッカー車等」という。)により行うこと。
- (3) 車両を移動したとき又は移動するためレッカー車等を出動させたときは、警察官等はその都度違法駐車車両移動措置報告書(別記様式第10号)を作成すること。
- (4) 移動委託法人に車両の移動措置を行わせたときは、同法人から移動措置書(別記様式第11号)を提出させること。
- (5) 車両の移動を開始する前に運転者が出頭したときは、移動することなくその現場で車両を返還すること。ただし、移動を開始した場合は、原則として車両を警察署等交通の妨害とならない場所へ移動した後、返還すること。
- 2 取扱責任者等は、前項第1号の報告を受けたときは、移動の必要性の有無を判断 して指示するとともに、その経過を車両移動保管措置管理簿(別記様式第12号)に より明らかにしておくものとする。

(移動時の措置事項)

第12条 車両を移動するときは、次の措置をとるものとする。

(1) 違法駐車の状況、交通上の危険又は妨害の状況及び車両のき損、汚損、積載物 その他車両内外の状況を写真又は見取図等により明らかにしておくこと。

- (2) 現場の道路交通の状況により、他の交通に支障を及ぼさないよう適切な方法で行うとともに、接触、衝突、盗難その他の事故により車両等に損害を与えないうにすること。
- (3) 車両を移動した場合は、その現場の路面に表示する等して移動した旨を明らかにしておくこと。

(立会人)

- 第13条 車両の移動措置に当たって、その車両が次の各号のいずれかに該当し、紛議が予想されるときは、警察官等及び移動委託法人以外の者の立会いを求めて写真撮影を行い、後日証言が得られるようにしておくものとする。
 - (1) 車両に真新しい損傷等があるとき。
 - (2) 車両に特異な積載物等があるとき。
 - (3) その他必要と認めるとき。

第4章 車両の保管措置

(保管場所)

第14条 署長等は、車両を保管する場合は、警察の施設その他適正に保管できる場所 に保管するものとする。ただし、これにより難いときは、保管委託法人に委託して 保管するものとする。

(車両の適正保管)

- 第15条 署長等は、保管車両の盗難等の事故の発生を防止するため、保管場所の形状 及び管理の態様等に応じて、当該車両を保管している旨の表示(別記様式第13号) をするとともに、車輪止め装置を取り付けるものとする。
- 2 署長等は保管委託法人に車両の保管を委託した場合は、保管委託法人から車両預り証(別記様式第14号)を徴するとともに、緊密な連絡をとり、車両の適正な保管に努めるものとする。

(告知)

第16条 署長等は、車両を保管したときは、次の措置をとるものとする。

- (1) 当該車両の使用者に対し、保管を始めた日時及び保管の場所並びに当該車両を 速やかに引き取るべき旨を告知すること。
- (2) 当該車両の使用者の氏名及び住所を知ることができないとき、その他当該使用者に当該車両を返還することが困難であると認められるときは、第5条各項の規定により運輸支局、県税事務所、市町村役場、自動車販売業者等に対する照会、車両登録名義人の近親者、知人等に対する調査及び車両内の積載物等の調査等を行って当該車両の所有者を確認し、その者に対し前号に規定する旨を告知すること。この場合においては、告知した経過を車両使用者等調査経過書(別記様式第15号)に記載し明らかにしておくこと。
- (3) 前号の規定により車両内の積載物等の調査を行う場合において、車両のドア等が施錠されているためその確認が困難なときは、開錠の技術を有する者(第30条第2項において「開錠業者」という。)に依頼して、保管業者等の立会いを求めた上、ドア等の錠を開けることとし、この経過を車両使用者等調査経過書に記載し、これを違法駐車車両移動措置報告書に添付しておくこと。

第5章 使用者等不明車両に対する措置

(保管車両の公示)

- 第17条 署長等は、前条第2号の規定により保管車両の調査を行っても、所有者の氏 名及び住所を知ることができないときは、次の手続をとるものとする。
 - (1) 令第15条に定める事項を違法駐車車両保管公示書(別記様式第16号)により、保管を始めた日から起算して5日を経過した日から14日間、警察署又は高速隊(次号及び第23条第2号において「警察署等」という。)の掲示板に掲示して公示すること。
 - (2) 警察署等に令第16条第2号の規定による保管車両一覧簿を備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。
 - (3) 第1号の公示を行ったときは、規則第7条の2の2の規定によりインターネットを利用して公表するものとし、署長等は、速やかにホームページ掲載依頼書(別記様式第17号)を作成し、違法駐車車両保管公示書の写しその他関係書類を添付の上、交通部交通指導課長(次項及び第40条第2項において「交通指導課長」という。)を経由して警務部県民安心センター長(次項において「県民安心センタ

- 一長」という。)に送付し、茨城県警察ホームページ(次項において「県警ホームページ」という。)内の違法駐車車両保管公示(別記様式第18号)への掲載を依頼すること。
- 2 前項第3号の規定により県警ホームページに公表した車両について、使用者若しくは所有者が判明したとき、又は公示の日から起算して3か月を経過したときは、 交通指導課長を経由して県民安心センター長に申請し、県警ホームページに掲載 した内容を速やかに削除するものとする。

第6章 車両の返還措置

(保管車両の返還)

- 第18条 署長等は、保管中の車両を返還するときは、次によるものとする。
 - (1) 出頭者が正当な車両受領者(次号及び第3号において「受領者」という。)であるか否かを確認すること。この場合において、代理人であるときは、委任状又はこれに代わるべきものを徴すること。
 - (2) 保管委託法人に委託保管中の車両を返還する場合は、受領者に車両引渡依頼書 (別記様式第19号)を交付するとともに、次に掲げる事項を教示すること。この 場合において、積載物を共に委託保管しているときは、積載物引渡依頼書(別記 様式第20号)を交付し、車両引渡しと同様の教示をすること。
 - ア 保管委託法人に対して車両引渡依頼書を提出すること。
 - イ 保管委託法人の営業時間内に引き取ること。
 - (3) 受領者から令第14条の8に定める受領書を徴すること。ただし、保管委託法人に保管を委託してある車両の場合においては、当該保管委託法人を経て徴すること。

(使用者等不明車両措置一覧表等)

- 第19条 署長等は、使用者等不明車両の措置状況を明らかにしておくため、使用者等不明車両措置一覧表 (別記様式第21号)を備え付け、所要の事項を記入しておくものとする。
- 2 署長等は、第17条第1項第1号の公示を行うときは、保管車両(積載物)出納簿 (別記様式第22号)に記入しておくものとする。

第7章 使用者等不明車両の売却及び廃棄

(売却前の調査)

- 第20条 署長等は、法第51条第12項の規定により車両を売却しようとするときは、次 に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 令第16条の2の規定により車両の価額を評価するに当たっては、査定依頼書(別記様式第23号)により一般財団法人日本自動車査定協会(昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。)が認定する中古自動車査定士の査定を受け、査定した書類の提出を求めること。
 - (2) 登録名義人並びに登録自動車に対する差押え及び仮差押えの処分並びに抵当権の有無について、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令(昭和45年運輸省令第8号。以下この号及び第29条第1号において「自動車登録省令」という。) に定める登録事項等証明書交付請求書(自動車登録省令第4号様式)により運輸支局長に対し、照会すること。

(売却、廃棄及び所有権帰属対象外車両)

- 第21条 署長等は、次の車両については、売却、廃棄及び茨城県への所有権帰属(第 29条及び第35条第1項において「売却等」という。)の手続をしてはならない。
 - (1) 自動車登録番号標及び車両番号標のない車両
 - (2) 自動車登録番号標及び車両番号標に表示された番号と車台番号とが登録ファイル上又は原簿上一致しない車両(偽造ナンバーの場合等)で、本来の自動車登録番号又は車両番号が不明であるもの
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、破産、更生手続開始等の処分の存在が、登録又は他の方法により公示されている車両

(売却対象外車両等の措置)

- 第22条 署長等は、売却対象外車両があった場合及び売却しようとする車両に、差押、 仮差押、仮処分、抵当権等登録により公示された他の権利を有する者がいた場合は、 本部長に報告するものとする。
- 2 本部長は、前項の報告を受けた場合は、警察庁交通局交通指導課長と協議するも

のとする。

(売却の手続)

- 第23条 署長等は、法第51条第12項の規定により車両を売却しようとするときは、次によるものとする。
 - (1) 競争入札に付して行うこと。ただし、競争入札に付しても入札者がない車両については、随意契約により売却することができる。
 - (2) 競争入札のうち一般競争入札に付する場合は、その入札期日の前日から起算して5日前までに、令第16条の4第1項に定める事項を保管車両売却競争入札公示書(別記様式第24号)に記載して、当該警察署等の掲示板に公示すること。
 - (3) 競争入札のうち指名競争入札に付する場合は、なるべく3人以上の入礼者を指定し、かつ、令第16条の4第2項に定める事項を保管車両売却競争入札通知書(別記様式第25号)により通知すること。
- (4) 随意契約による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴すること。
- (5) 前3号の規定により車両を売却しようとする場合において、当該車両上に抵当権を有する者で知れている者があるときは、その者に令第16条の4第4項に定める事項を保管車両売却処分通知書(別記様式第26号)によりあらかじめ通知すること。

(売却の経過記録)

- 第24条 署長等は、法第51条第12項の規定により売却した車両については、次に掲げる書類を作成するほか、車両使用者等調査経過書に所要の事項を記入しておくものとする。
 - (1) 査定依頼書の写し
 - (2) 売却処分決定書(別記様式第27号)
 - (3) 入札執行伺(別記様式第28号)
 - (4) 予定価格調書(別記様式第29号)
 - (5) 入札調書(別記様式第30号)
 - (6) 売却費用明細書(別記様式第31号)
 - (7) 車両売却・廃棄・保管証明書 (別記様式第32号)

- 2 署長等は、法第51条第12項の規定により車両を売却したときは、次に掲げる書類 を違法駐車車両移動措置報告書に添付し、売却に至る経過を明らかにしておくもの とする。
- (1) 前項各号に掲げる書類
- (2) 査定書(中古自動車査定士が作成したもの)
- (3) 違法駐車車両保管公示書の写し
- (4) 車両使用者等調査経過書

(売却代金の売却費用への充当及び保管)

- 第25条 署長等は、車両を売却した代金を、売却に要した費用に充てることができる。
- 2 署長等は、車両を売却した代金については、保管金出納簿(別記様式第33号)に 記入の上、預金払込回議書(別記様式第34号)を作成し、財務規則に定める指定金 融機関の本店又は支店に預金するものとする。

(売却後に車両の使用者等が判明した場合の措置)

第26条 署長等は、法第51条第12項の規定により車両を売却した後に使用者等が出頭 した場合は、当該車両を売却処分に付した旨を説明した上、保管車両売却処分通知 書とともに当該車両の売却代金を返還し、領収書を徴しておくものとする。

(廃棄及び経過記録等)

- 第27条 署長等は、法第51条第13項の規定により車両を廃棄したときは、廃棄処分決 定書(別記様式第35号)を作成するほか、車両使用者等調査経過書に所要の事項を 記入しておくものとする。
- 2 署長等は、法第51条第13項の規定により車両を廃棄したときは、次に掲げる書類 を違法駐車車両移動措置報告書に添付し、廃棄に至る経過を明らかにしておくもの とする。
- (1) 廃棄処分決定書
- (2) 査定書
- (3) 違法駐車車両保管公示書の写し
- (4) 車両使用者等調査経過書

- (5) 車両売却・廃棄・保管証明書
- 3 署長等は、法第51条第13項の規定により車両を廃棄した後に使用者等が出頭した場合は、当該車両を廃棄処分に付した旨を説明した上、保管車両廃棄処分通知書(別記様式第26号)を交付するものとする。

(所有権の県帰属の手続)

- 第28条 署長等は、法第51条第20項の規定により車両の所有権が茨城県に帰属したときは、車両については車両県帰属調書(別記様式第36号)を、売却代金については売却代金県帰属調書(別記様式第37号)及び車両売却・廃棄・保管証明書を作成するものとする。
- 2 茨城県警察遺失物等の取扱いに関する訓令(平成19年茨城県警察本部訓令第30号) 第30条の規定は、車両(売却代金を含む。)の所有権が茨城県に帰属した場合に準 用するものとする。

(登録の嘱託)

- 第29条 署長等は、法第51条第12項又は第13項の規定により車両の売却若しくは廃棄 を行ったとき、又は法第51条第20項の規定により車両の所有権が茨城県に帰属した ときは、次に掲げる書類を運輸支局長に提出してこれらの処分等に係る登録を嘱託 するものとする。
 - (1) 登録自動車の売却等に伴う登録嘱託

ア 売却及び所有権帰属に伴う移転登記

- (7) 移転登録申請書(自動車登録省令第1号様式)
- (1) 登録嘱託書(自動車登録省令第6号様式)
- (ウ) 自動車検査証記入申請書(自動車登録省令第1号様式)
- (エ) 車両売却・廃棄・保管証明書(売却又は所有権帰属の場合)
- (オ) 自動車検査証
- (カ) 買受人の自動車保管場所証明書
- (キ) 買受人の印鑑証明書(発行後3月以内のもの)
- (1) 自動車損害賠償責任保険証明書
- (ケ) 自動車税、取得税申告書

イ 廃棄に伴う抹消登録

- (ア) 抹消登録申請書(自動車登録省令第3号の2様式)
- (イ) 登録嘱託書
- (ウ) 車両売却・廃棄・保管証明書 (廃棄の場合)
- (エ) 自動車検査証
- (オ) 自動車登録番号標
- (カ) 解体証明書 (解体業者が発行するもの)
- (キ) 自動車税申告書(抹消用)
- (1) 手数料納付書
- (2) 検査対象軽自動車の売却等に伴う手続

ア 売却に伴う記入申請

- (ア) 自動車検査証記載事項変更・返納依頼書(別記様式第38号)
- (イ) 自動車検査証記入申請書(別記様式第39号)
- (ウ) 車両売却・廃棄・保管証明書
- (エ) 自動車検査証
- (オ) 軽自動車税の課税対象車両の売却・廃棄・所有権帰属通知書(別記様式第 40号)
- (カ) 買受人の使用者の住所を証する書面(住民票等で発行後3月以内のもの)
- (キ) 自動車損害賠償責任保険証明書

イ 廃棄に伴う返納申請

- (7) 自動車検査証記載事項変更·返納依頼書
- (イ) 自動車検査証返納届
- (ウ) 車両売却·廃棄·保管証明書
- (エ) 自動車検査証
- (オ) 車両番号標
- (カ) 解体証明書
- (キ) 軽自動車税の課税対象車両の売却・廃棄・所有権帰属通知書

第8章 積載物保管等の措置

(車両に積載物があった場合の措置)

- 第30条 署長等は、車両を保管するに当たっては、当該車両の積載物の有無を確認し、 積載物がある場合は、積載物確認書(別記様式第41号)に記載の上、適正な保管に 努めるものとする。
- 2 署長等は、積載物を確認する場合において、車両のドア等が施錠されているため、 その確認が困難なときは、開錠業者による開錠を行うものとする。この場合におい ては、保管業者等の立会いを求めて積載物を確認するものとする。
- 3 署長等は、法第51条第22項において準用する同条第6項の規定により積載物を保管したときは、所有者等に対し、保管を始めた日時及び場所並びに速やかに引き取るべき旨を電話その他の方法により告知するものとし、その日時を車両所有者等調査経過書に記載し、明らかにしておくものとする。
- 4 署長等は、積載物を保管する場合は次によるものとする。
 - (1) 積載物の出納は、現金にあっては保管金出納簿に、その他の積載物にあっては 保管車両(積載物)出納簿に記入すること。
 - (2) 積載物は、原則として当該車両に積載しておくこと。ただし、現金及び貴重品は、金庫又は施錠設備のある保管庫等に保管すること。
- (3) 動植物又は食料品等で腐敗、変質等のおそれがあるものについては、その状況により当該動植物の飼育等に適した業者等に保管を委託し、当該業者等から積載物預り書(別記様式第42号)を徴すること。

(積載物の返還措置)

- 第31条 署長等は、保管中の積載物を返還するときは、次によるものとする。
 - (1) 出頭者が積載物の正当な引取人(次号及び第4号において「引取人」という。) であるか否かを運転免許証等により確認すること。
 - (2) 保管中の積載物を返還する場合は、引取人に積載物引渡依頼書を交付し、これ と引換えに積載物を保管業者又は飼育業者等から引き取るよう教示すること。
 - (3) 積載物引渡依頼書に記載された保管期間を過ぎたときの追加料金は、別に直接保管業者又は飼育業者等に支払うことになる旨を告げること。
 - (4) 引取人から令第14条の8に定める受領書を徴すること。

(保管車両の公示に関する規定の準用)

第32条 第17条第1項及び第2項の規定は、第30条の規定により積載物を保管した場合における当該積載物について準用する。この場合において、第17条第1項中「保管車両」とあるのは「保管積載物」と、「所有者」とあるのは「所有者等」と、同項第1号中「違法駐車車両保管公示書(別記様式第16号)」とあるのは「積載物保管公示書(別記様式第43号)」と、同項第2号中「令第16条第2号の規定による保管車両一覧簿」とあるのは「令第17条において準用する令第16条第2号の規定による保管積載物一覧簿」と、同項第3号中「違法駐車車両保管公示書の写し」とあるのは「積載物公示書の写し」と、「違法駐車車両保管公示(別記様式第18号)」とあるのは「積載物保管公示(別記様式第44号)」と、同条第2項中「車両」とあるのは「積載物」と読み替えるものとする。

第9章 所有者等不明積載物の措置

(積載物の売却)

- 第33条 署長等は、法第51条第22項の規定により保管した積載物が、腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は所有者に対する告知の日若しくは公示の日から起算して1か月を経過してもなお返還することができない場合において、当該積載物の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該積載物を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 2 署長等は、積載物を売却しようとするときは、原則として専門的知識を有する者 (古物商等)に査定依頼書により査定を依頼して積載物の評価を行い、評価者から 査定書の提出を求め、売却処分決定書を作成するものとする。

(売却の手続等の規定の準用)

第34条 第23条から第28条の規定は、積載物の売却又は廃棄について準用する。この 場合において、第23条から第28条中「車両」とあるのは「積載物」と、第23条第2 号中「保管車両売却競争入札公示書(別記様式第24号)」とあるのは「保管積載物 売却競争入札公示書(別記様式第24号)」と、同条第3号中「保管車両売却競争入 札通知書(別記様式第25号)」とあるのは「保管積載物売却競争入札通知書(別記 様式第25号)」と、同条第5号中「保管車両売却処分通知書(別記様式第26号)」 とあるのは「保管積載物売却・廃棄処分通知書(別記様式第26号)」と、第24条第 1 項及び第 2 項第 4 号並びに第27条第 1 項及び第 2 項第 4 号中「車両使用者等調査経過書」とあるのは「積載物所有者等調査経過書」と、第24条第 2 項第 3 号及び第 27条第 2 項第 3 号中「違法駐車車両保管公示書の写し」とあるのは「積載物公示書の写し」と、第26条中「保管車両売却処分通知書」とあるのは「保管積載物売却処分通知書」と、第27条第 2 項第 5 号及び第28条第 1 項中「車両売却・廃棄・保管証明書」と、第27条第 3 項中「保管車両廃棄処分通知書(別記様式第26号)」とあるのは「積載物廃棄処分通知書(別記様式第26号)」とあるのは「積載物廃棄処分通知書(別記様式第26号)」とあるのは「積載物県帰属調書(別記様式第36号)」と読み替えるものとする。

(売却、廃棄及び所有権帰属対象外積載物)

- 第35条 署長等は、売却等のできない積載物については、本部長に報告するものとする。
- 2 本部長は、前項の報告を受けた場合は、警察庁交通局交通指導課長と協議するものとする。

第10章 負担金の納付命令

(負担金の納付命令)

- 第36条 署長等は、法第51条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定により車両の 移動の措置をとったときは、次により当該車両の運転者等又は使用者等に負担金の 納付を命ずるものとする。
 - (1) 運転者等又は使用者等に対し、違法駐車車両を移動した場合に運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則(平成20年茨城県規則第53号)に定める負担金の額、納付の期限及び納付場所を記載した財務規則第35条に規定する納入伝票(次号及び第3号において「納入伝票」という。)を交付し、納付を命ずること。
 - (2) 負担金の納付期限は、納入伝票の発行の日から20日以内の日を指定し、もし納付を怠るときは、地方税滞納処分の例により徴収する旨を告知すること。
 - (3) 審査請求ができる旨を記載した書面を納入伝票とともに交付して教示すること。

第11章 負担金未納付者に対する措置

(督促)

第37条 署長等は、前条の規定により納付を命ぜられた者が、納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、電話、はがき等により納入を促すほか、その納期限後20日以内に、郵便により財務規則第57条第1項に規定する督促伝票を発送し督促するものとする。この場合において、督促伝票に指定すべき期限は、発行の日から15日以内とする。

(負担金未納付者に対する調査等)

- 第38条 署長等は、負担金を納付しない者があるときは、次の措置をとるものとする。
- (1) 負担金未納付者管理簿(別記様式第45号)を備え付け、所要事項をその都度記入し、納付に至るまでの経過を明らかにしておくこと。
- (2) 滞納者調査表(別記様式第46号)を作成して督促をするための調査を実施し、 その結果を記録しておくこと。

(滯納処分)

第39条 署長等は、督促を行っても負担金を納付しない者があるときは、地方税滞納 処分の例により、これを徴収するものとする。

第12章 報告

(報告)

- 第40条 署長等は、車両移動保管事務等に関し特異事案があった場合は、その都度本 部長に報告するものとする。
- 2 署長等は、車両移動保管事務等の結果を違法駐車車両移動措置結果報告書(別記様式第47号)により1か月分をまとめて、翌月10日までに交通指導課長を経由して本部長に報告するものとする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月21日本部訓令第4号) この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日本部訓令第12号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作についての不服申立てであってこの訓令の施 行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る 行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年11月28日本部訓令第8号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和2年11月25日本部訓令第30号)

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年2月12日本部訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年2月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令の改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

< 様式略 >